○文部科学省告示第百七十一号

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十六条第二項の規定に基づき、国際連携専攻を設ける専門職大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学院と協議する事項について定める件を次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

文部科学大臣　下村　博文

国際連携専攻を設ける専門職大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学院と協議する事項について定める件

専門職大学院設置基準第三十六条第二項の規定に基づき、国際連携専攻を設ける専門職大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学院と協議する事項は、次のとおりとする。

一　教育課程の編成に関する事項

二　教育組織の編成に関する事項

三　入学者の選抜及び学位の授与に関する事項

四　学生の在籍の管理及び厚生補導に関する事項

五　学生の奨学及び安全に関する事項

六　教育研究活動等の状況の評価に関する事項

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百七十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第四項及び学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条第二項の規定に基づき、学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

文部科学大臣　下村　博文

学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

２　第一条第一項の規定は、当分の間、大学設置基準第五十条に規定する国際連携学科、大学設置基準第三十五条に規定する国際連携専攻、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十二号）第十三条に規定する国際連携学科及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条に規定する国際連携専攻の設置等については、適用しない。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第５７７号

仙台市太白区日本平57番12号

債務者　庄子　雅樹

1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　鎌田　健司

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月28日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２６号

秋田県由利本荘市館字石沢館72番地９

債務者　大場　絵美

1　決定年月日時　平成26年10月31日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　平野　一史

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午前11時

5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで

秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第３０７号

滋賀県栗東市綣４丁目11番４―102号

債務者　藤巻　太郎

1　決定年月日時　平成26年10月31日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　西村　一彦

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午前11時

5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで

大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４５７号

大阪府貝塚市麻生中832番地６、事業所所在地大阪府河内長野市西之山町５―20じゃんぼスクエア１階

債務者　花もめんこと　鳥越　國雄

1　決定年月日時　平成26年10月31日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　山内　了爾

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午後２時

5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４５８号

大阪府貝塚市麻生中832番地６

債務者　鳥越美智子

1　決定年月日時　平成26年10月31日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　山内　了爾

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午後２時

5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２３４号

兵庫県川西市小花２丁目７番５―1205号、住民票上の住所兵庫県伊丹市北伊丹６丁目９番地　ヴァンソレアー ド101号

債務者　小谷　勇一

1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　武本夕香子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午前10時25分

5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第５２４号

兵庫県尼崎市栗山町１丁目22番10―407号、住民票上の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目25番４号

債務者　勝連　有宇

1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小倉　清嗣

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午前10時45分

5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第７４７号

広島市佐伯区美の里２丁目１番19号

債務者　新宅　浩司

1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中村　郷平

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで

広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９０号

沖縄県糸満市西川町17番14号　302号

債務者　志喜屋真由美

1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　城間　博

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午前10時

5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで

那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１０２７号

京都市右京区嵯峨野秋街道町35番地６　秋街道ハイツ103

債務者　吉田七三郎

1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　谷口　和大

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午後２時45分

5　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで

京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１６３７号

名古屋市港区当知３丁目3801番地　当知住宅３棟208号、従前の住所名古屋市港区当知３丁目3801番地　当知住宅３棟310号

債務者　中村　秀樹

1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　宮崎　亮

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午後１時25分

5　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９８３号

京都市山科区北花山市田町66番地７、前住所京都市山科区御陵荒巻町９番地４紫雲荘101

債務者　藤本　健治

1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　平田　武義

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午後３時

5　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで

京都地方裁判所第５民事部破産係